

1. 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

改正前：基礎研修修了後「2年以上」の期間が必要

改正後：下記要件を満たした場合は、基礎研修修了後「6月以上」の期間で受講可能
下記要件を満たさない場合は、従来どおり「2年以上」の期間が必要

【要件】①～③全てを満たす必要あり

①基礎研修受講時点でサビ管等配置のための実務経験要件を満たしている。（別表参照）

②サビ管等の配置されている障害福祉サービス事業所等で、個別支援計画原案作成までの一連の業務に従事する。

- ・6月以上かつ90日以上配置し、個別支援計画原案作成までの一連の業務を10回以上行うことが求められます。（月途中からの配置でも可能）
- ・基準人員を超えて配置するサビ管等は、非常勤・兼務が可能です。（直接支援職員と兼務の場合、勤務時間全て常勤換算に含めることが可能）

③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

- ・届出方法については下記指定権者にご確認いただくようお願いします。

＊和歌山市以外の事業所：和歌山県

和歌山市内事業所：和歌山市

- ・令和5年度実践研修については令和6年2月の実施を予定しています。

改正後の措置を適用した実践研修受講にかかる提出資料については、実践研修募集要綱に記載します。

2. やむを得ない事由によりサビ管等が欠けた場合の措置について

改正前：サビ管等がやむを得ない事由により欠如した場合に、欠如時から1年間、実務経験者をサビ管等としてみなして配置可能

改正後：上記に加えて、下記要件を満たした場合は、実践研修を修了するまでの間（最長でサビ管等が欠いた日から2年間）サビ管等とみなして配置可能

【要件】①～③全てを満たす必要あり

①サビ管等配置のための実務経験要件を満たしている。（別表参照）

②サビ管等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。

③サビ管等が欠如する以前からサビ管等以外の職員として当該事業所に配置されている。

- ・やむを得ない事由に該当するかは、指定権者と個別に協議した上で判断します。
- ・和歌山県において現在までに認められたのは、病気休暇、介護休暇、育児・産前産後休暇（休業）等により一定期間不在となるが、復職する見込みのある（雇用を継続している）サビ管等の代理として配置したケースです。

3. 更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

改正前：サービス管理責任者の更新研修において、児童発達支援管理責任者の実務経験は要件として認めない。

児童発達支援管理責任者の更新研修において、サービス管理責任者の実務経験は要件として認めない。

改正後：サービス管理責任者の更新研修において、児童発達支援管理責任者の実務経験を要件として認める。

児童発達支援管理責任者の更新研修において、サービス管理責任者の実務経験を要件として認める。

- ・サビ管等研修受講にかかる実務経験については、1年につき180日あたりの勤務を求めていましたが、更新研修にあたっては、必ずしも1年につき180日の勤務はせずとも、受講が可能になります。なお、相談支援従事者現任研修についても同様の考え方であることを申し添えます。